

小児慢性特定疾病医療受給者証の記載内容変更について

秋田県が発行する受給者証の「指定医療機関名」欄には、これまで申請された全ての指定医療機関名を記載しておりましたが、令和4年8月1日(または令和4年度更新時)より記載内容を変更します。

令和4年8月1日(または令和4年度更新時)以降に発行される受給者証の指定医療機関名を
「全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」
という記載に変更します。

「児童福祉法」に基づき指定された、全国の指定小児慢性特定疾病医療機関(病院・診療所・薬局・訪問看護事業者)で受給者証を使用し、医療費助成を受けることができます。

指定医療機関の追加・変更の申請が不要に

これまでは受給者証に記載のない医療機関を受診される際に、医療機関追加・変更の申請が必要でしたが、令和4年8月1日以降は不要となり、現在お持ちの受給者証をそのまま使用できます。

受給者証の記載内容の切替えについて

新規・変更申請があった方については、令和4年8月1日から新しい記載内容に切り替えて発行します。
令和4年度更新の受給者証(有効期間が令和4年10月1日～令和5年9月30日)については、全ての方が新しい記載内容に切り替わります。

その他の留意事項について

- ①受給者証の利用方法はこれまでと変更ありません。
- ②指定医療機関ではない医療機関での受診などは医療費助成の対象にはなりません。
- ③指定医療機関において、受給者証に記載された疾病及びこれに付随して発生する傷病に関する医療のみが医療費助成の対象になります。
- ④秋田県内(秋田市を除く)の指定医療機関は、秋田県ホームページに掲載されている一覧をご確認ください。

<URL> <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/9465>

<検索>

指定医療機関の方へ

これまで指定医療機関より受給者に対し、保健所への医療機関追加等の申請をご案内いただいておりますが、今後はこのような案内は不要になります。

【お問い合わせ先】 秋田県 健康福祉部 保健・疾病対策課 018-860-1424(直通)